

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 人権推進課	
許 認 可 等 名	隣保館の施設等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立隣保館条例	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	(電話 621 - 5169)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立隣保館条例 (施設等の利用の申請) 第4条 隣保館の施設又は設備を利用しようとするときは、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>(施設等の利用の承諾) 第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号の一に該当しない限り、その利用を承諾するものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合 (3) その他公益上又は管理上適当でないとして認められる場合</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)